

第3回 筑後川水系流域委員会準備会議

日時：平成 15 年 11 月 5 日(水) 14:15～16:15

場所：ホテルニュープラザ久留米(3階 筑紫の間)

議 事 次 第

1, 開会

2, 開会挨拶

3, 議事

- (1) 第2回準備会議の議事要旨の確認 資料 - 2
- (2) 城原川について 資料 - 3
 - ・公募審査会について
- (3) 筑後川水系流域委員会(仮称)について 資料 - 4
 - ・流域委員会の委員選定等について
- (4) その他

4, 閉会

筑後川水系流域委員会準備会議 規約(案)

(名称)

第1条 本会は、「筑後川水系流域委員会準備会議」(以下「準備会議」という。)という。

(目的)

第2条 準備会議は、筑後川水系河川整備計画(直轄管理区間)の作成に際し、意見を述べることを目的として設置する「筑後川水系流域委員会(仮称)」のあり方や委員選定等について筑後川河川事務所長(以下「事務所長」という。)に提言を行うことを目的とする。

(組織等)

第3条 準備会議は、事務所長が設置する。

2 準備会議の委員は、事務所長が委嘱する。

3 準備会議の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

4 準備会議委員に欠員が生じた場合には、準備会議にて協議の上、必要に応じて補充を行うものとする。

(会議)

第4条 準備会議には、議長を置くこととし、議長は委員の互選においてこれを定める。

2 議長は会務を総括し、準備会議を代表する。

3 準備会議は議長が召集し、運営を行うものとする。

4 準備会議は2分の1以上の出席をもって成立する。

(情報公開)

第5条 準備会議及び準備会議資料の公開方法については、準備会議でこれを定める。

(事務局)

第6条 準備会議の事務局は、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所が行うものとする。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正は、全委員総数の2分の1以上の同意をもってこれを行うものとする。

(雑則)

第8条 本規約に定めるもののほか、準備会議の運営に関し必要な事項は、準備会議において定める。

付則

(施行期日) この規約は、平成15年9月11日から施行する。

筑後川水系流域委員会準備会議 委員名簿

氏 名	所 属	分 野
かわの えみこ 川野 栄美子	大川ボランティア連絡会 会長	福 祉
くじま やすひで 具嶋 又栄	西日本新聞エリアセンター甘木 所長	マスコミ
くすだ てつや 楠田 哲也	九州大学大学院教授	環境工学
だたい ただし 駄田井 正	久留米大学教授 NPO法人筑後川流域連携倶楽部理事長	流域連携
ひらの むねお 平野 宗夫	九州大学名誉教授 筑後川リバーカウンセラー	河川工学

(五十音順)

第2回準備会議の主な発言要旨の確認

第2回 筑後川水系流域委員会準備会議 議事要旨（案）

開催日時 平成15年10月8日（水） 10:00～12:00
場 所 ハイネスホテル久留米 5F 千歳の間
出席者 楠田議長、具嶋委員、駄田井委員、平野委員
議 事 第1回準備会議議事要旨について、筑後川水系流域委員会（仮称）について、城原川について、その他

【討議要旨】

1) 第1回委員会議事要旨について
特になし。（了承）

2) 筑後川水系流域委員会（仮称）について
流域委員会の在り方について

委員が筑後川の理解を深める工夫として現地見学会等があるが、それだけでなく筑後川河川事務所には「洪水危機管理検討委員会」等の膨大なナレッジがある。それらの内容を再整理し、活用しやすい形にすることで、委員が筑後川の理解を深める工夫になるのではないか。

また、筑後川の夢・キーワードについて、治水・利水・環境のキーワードが入っていないが、この中に入れなくても良いのか。【平野委員】

これについてはそういうウェット付けしているものではなく現在考えられること、ご意見をいただいたことを事務局でまとめている。ここには現れていないが、治水利水は当然と考えて貰いたい。【中村事務所長】

固執するわけでないが、全然別の分野からいらっしゃる委員の方々や一般の人にも解っていただけるかが心配である。【平野委員】

次回以降この図を使用する時は、「安全・安心」のところに「治水」「利水」という単語を盛り込んでいただきたい【楠田議長】

ご意見を踏まえて作成する。【事務局（竹下調査課長）】

やはり「治水」「利水」というものは絶対はずせない問題であり、ウェットを項目としてつくっていく方が今後1～2年の委員会運営にも良いのではないか。【具嶋委員】

この表現は今までの河川整備で忘れられていたところを強調されているように思える。別の表現では「治水」「利水」が入っているので、ここに入れても問題ないのでは。【駄田井委員】

流域委員会の仕組みについて
特になし（了承）

流域委員会の分野について

これでいくと10数名となる。川野委員は10名と言っているのではちょっと多いのではないか。【楠田議長】

基本的には、それぞれの5つの分野に2人くらい出されてバランスを欠いているところをあと何名か補填するという考え方が良いのではないか。【駄田井委員】

3) 城原川について

城原川流域委員会の設置について

特になし(了承)

城原川流域委員会のあり方、検討項目について

この準備会議では了承したが、城原川流域委員会を筑後川流域委員会の分科会と位置づけると、本委員会ができてから、そこでの承認も必要ではないのか。【平野委員】

準備会議の規約に(流域委員会のあり方について提言を行う旨の)条項を入れている。【楠田議長】

目的について「河川整備計画の策定にあたり学識経験者の意見聴取の場」とあるが、少なくとも助言を得るとか、提言を得るといった表現は出来ないのか。【平野委員】

河川法では、学識経験者の意見を聞く、住民意見の反映ということは記述しているが流域委員会設置の記述はない。ただ具体的に意見を聞くために流域委員会の設置を行っているのでこのような表現になっている。ご理解願いたい。【事務局(竹下調査課長)】

委員構成について

公募の対象の制限はあるのか。【駄田井委員】

今後早急に検討したい。城原川について関心を持たれている方、年齢18歳以上等の条件は考えているが、それほど厳しく設定することは考えていない【事務局(竹下調査課長)】

公募人数は何人くらい考えているのか。【楠田議長、駄田井委員】

まだ検討中であるが数名になるのではないかと考えている。【事務局(竹下調査課長)】

公募の審査については、詳細及び最後の審査についても議長一任でよろしいか【楠田議長】

異議なし【委員一同】

作業を事務的に進めさせていただいて、次回準備会議時に報告したい。【楠田議長】

4) その他について

次回準備会は当初予定通り11月5日に開催でお願いしたい。なお、第4回については後日調整をお願いしたい。【事務局(竹下調査課長)】

城原川について

公募審査会について

公募の経緯

- ・10月10日 応募内容、応募用紙、締切日等を記者発表
- ・10月11日 地方版新聞記事に掲載される
筑後川河川事務所HPに応募用紙用紙掲載
- ・10月14日 13時までに、以下の場所に応募用紙配置
(筑後川河川事務所、諸富出張所、川副海岸出張所、佐賀河川総合開発工事事務所、
佐賀県河川砂防課、神埼土木事務所)
佐賀県より以下の自治体へ応募用紙配布
(脊振村、神埼町、千代田町、佐賀市、諸富町、川副町)
- ・10月15日 ドリームスFM(76.5MHz)「川の天気予報」
(～24日)(平日8:30,12:30,17:30)にて応募内容放送
- ・10月20日 記者発表にて締切日、公募審査会日時を告知。
- ・10月21日 地方版新聞記事に掲載される。
- ・10月22日 地方版新聞記事に掲載される。
- ・10月25日 応募締切日(受付郵便局の消印有効)
- ・10月31日 公募審査会開催

応募資格 応募方法

応募資格：平成15年10月1日現在において満18歳以上

応募方法：所定の応募用紙に必要事項を記入の上、事務局へ郵送

（応募用紙の内容）

様式（表面）：必要事項（住所、氏名、年齢、連絡先、
関心のある分野など）

様式（裏面）：「城原川との関係について」（200字以内）
「城原川についての考え」「応募の動機等」
（600字以内）

審査方針

審査にあたっての5つの観点

- ・「専門性」:佐賀低平地および城原川に関して深い専門知識を有する。
- ・「関係性」:佐賀低平地および城原川に関して深い関係を有する。
- ・「論理性」:明確な論点、論理的な主張を有する。
- ・「多面性」:多面的な視点が考慮されている。
- ・「積極性」:委員会参加に積極的である。

公募審査会

・10月31日(金) 14:15~16:00開催

・公開にて実施

・審査員

・川野 栄美子(準備会議委員)

・具嶋 又栄 (準備会議委員)

・駄田井 正 (準備会議委員)

・中村 健一 (国土交通省筑後川河川事務所長)

・水田 俊二 (佐賀県河川砂防課長)

応募用紙の取り扱い

- ・事務局（筑後川河川事務所）にて、先着順に整理番号を付し、審査員に対しては

様式（表面）の情報のうち

・年齢

・住所の一部（自治体名まで）

・関心のある分野

様式（裏面）の作文の全文

のみを事前に配布。（氏名、連絡先、住所等は非通知）

応募状況

- ・応募総数：19名
- ・年齢：49～79歳

審査方法

- ・選定人数：委員構成等を踏まえ3～4名。
- ・審査方法：審査員による審議の後、筑後川河川事務所長を除く4名の審査員による無記名投票を実施。
- ・審査結果：4名を選定。

公募審査会 審査結果

(なまえ)

(年齢)

(住所)

- | | | | |
|----------------------|--------------------|-----|---------|
| ・ ^{ますだ} 益田 | ^{まなぶ} 学 | 68歳 | 佐賀県神埼町 |
| ・ ^{たけした} 竹下 | ^{やすひこ} 泰彦 | 49歳 | 佐賀県川副町 |
| ・ ^{ふじなが} 藤永 | ^{まさひろ} 正弘 | 61歳 | 佐賀県千代田町 |
| ・ ^{さねまつ} 実松 | ^{ひではる} 英治 | 61歳 | 佐賀県脊振村 |

城原川流域委員会委員

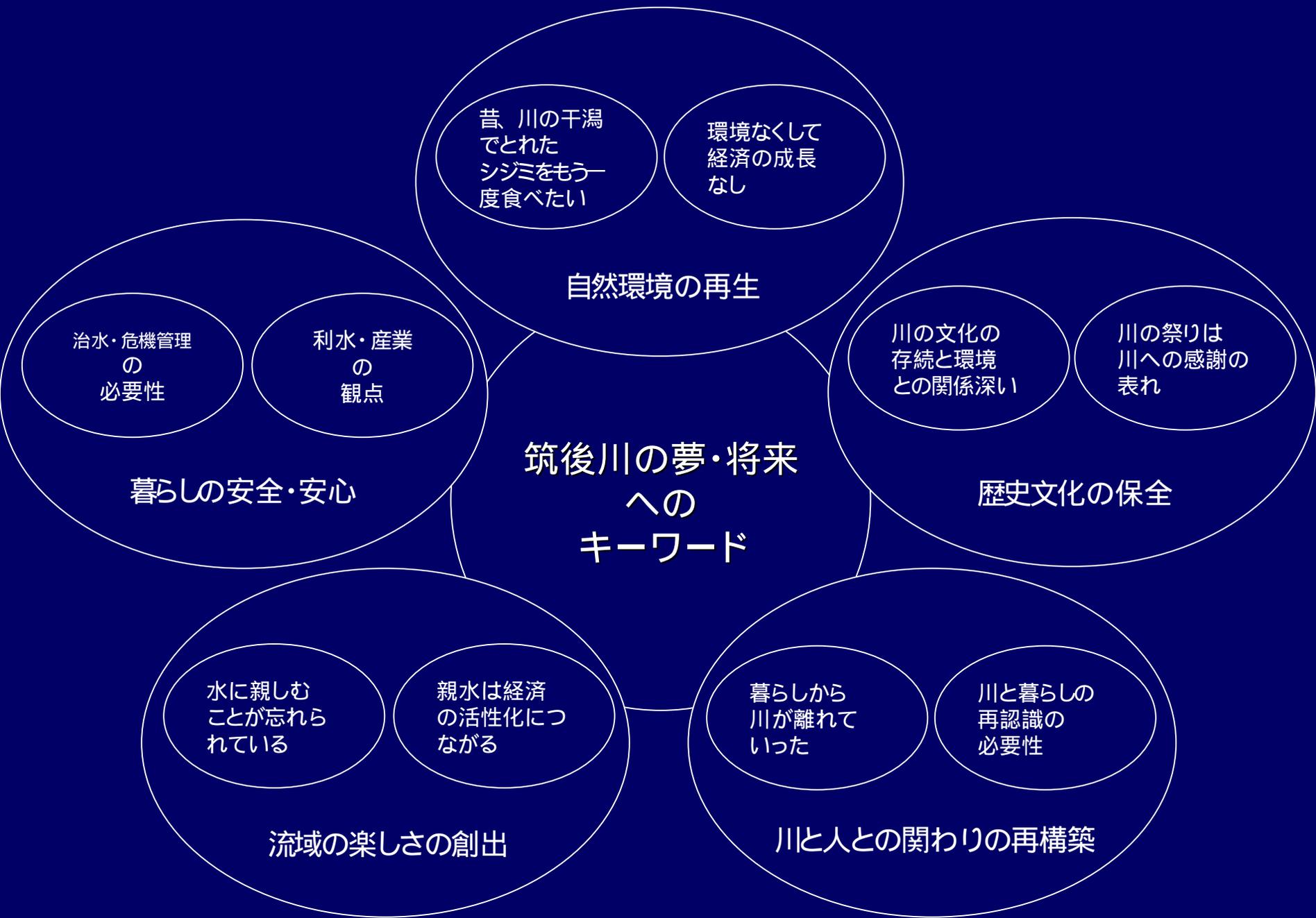
分野	氏名	ふりがな	所属・役職
構造工学	荒牧 軍治	あらまき ぐんじ	佐賀大学教授
環境工学	古賀 憲一	こが けんいち	佐賀大学教授
植物	井上 英幸	いのうえ ひでゆき	佐賀植物友の会会長
水質	飯盛 和代	いさがい かずよ	佐賀短期大学教授
文化財	小宮 睦之	こみや むつゆき	元 佐賀県立博物館副館長
歴史	宮地 米蔵	みやち よねぞう	元 久留米大学法学部教授
経済学	坂本 美須子	さかもと みすこ	佐賀女子短期大学教授
水産	松崎 治朗	まつざき じろう	佐賀県有明海漁業協同組合連合会
農業水利	蒲地 弘明	かもち ひろあき	佐賀県土地改良事業団体連合会専務理事
法律(水利)	七戸 克彦	しちのへ かつひこ	慶應義塾大学教授
合意形成	桑子 敏雄	くわこ としお	東京工業大学大学院社会理工学研究科教授
自治体推薦	佐藤 正治	さとう まさはる	脊振村議会議長
	白武 義治	しらたけ よしはる	佐賀大学農学部教授
	佐藤 悦子	さとう えつこ	佐賀県文学賞審査員
公募	益田 学	ますだ まなぶ	
	竹下 泰彦	たけした やすひこ	
	藤永 正弘	ふじなが まさひろ	
	実松 英治	さねまつ ひではる	

筑後川水系流域委員会(仮称)について

筑後川水系流域委員会(仮称) について

流域委員会の委員選定等について

筑後川の夢、将来へのキーワード



流域委員会の目的

流域委員会は、「筑後川水系河川整備計画
(直轄管理区間) (案)」を策定するにあたり

- ・学識経験者の意見聴取の場
 - ・住民意見の反映方法について指導助言を得る場
- として設置することを目的とする。

流域委員会の配慮事項

上下流一体で議論

- 流域委員会は上・中・下流含め一つの委員会
- 局地的かつ緊急的な課題に限り、分科会設置が可能

筑後川を理解を深める工夫

- 早い段階での現地見学会を実施
- 公聴会等への流域委員会委員の参加・意見交換の実施
- 既存文献や諸委員会等での検討結果(ナレッジ)の活用

女性参画・情報の共有化

- 女性委員の起用 情報の共有化等のアドバイザー起用

意見聴取上の視点

- 「流域住民」「地域の文化・伝承」
- 「女性」「市民団体」「情報の共有化」等の視点を考慮

流域委員会の分野

まとめ

暮らしの安全・安心

河川工学

水防・自主防災

環境教育・福祉

農業水利

漁業 舟運

自然環境の再生

環境工学

沿岸環境

生態学(魚類・底生生物)

生態学(植物)

歴史文化の保全

歴史文化

キーワード

・
分野は
相互に関連

流域の楽しさの創出

観光

景観・まちづくり

経済

川と人との関わりの再構築

流域連携

情報・マスコミ

法律・合意形成

委員選定にあたって

(1)流域委員会の議論のポイント

(2)委員総数

(3)女性委員の起用について

(4)委員の専門性、地域の関係性

(5)選定方法

